

2025年11月25日

各 位

会 社 名 ソニーグループ株式会社
代 表 者 名 代表執行役 十時 裕樹
(コード番号 6758 東証 プライム)
問 合 せ 先 I R グループ
(TEL:03-6748-2111(代表))

新株予約権を用いたストック・オプションの行使価額等確定に関するお知らせ

2025年10月30日にお知らせしたストック・オプション付与を目的として発行する新株予約権に関し、未確定となっていた事項が確定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 第53回普通株式新株予約権(以下「1. 第53回普通株式新株予約権」において、「新株予約権」という。)

(1) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

当社執行役	6名	(計 9,872個)
当社従業員	15名	(計 3,053個)
当社子会社取締役その他の役員	11名	(計 1,935個)
当社子会社従業員	139名	(計 5,527個)
計	171名	(合計 20,387個)

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 2,038,700株
各新株予約権の目的である株式の数 100株

(3) 新株予約権の総数

20,387個

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり 138,600円(1株当たり 1,386円)

当該払込金額は新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。

当該新株予約権の割当てを受ける者(以下「1. 第53回普通株式新株予約権」において、「新株予約権者」という。)のうち当社の執行役及び従業員については、新株予約権と引換えに払い込む金銭の額に、当社が対象者に対して割り当てる新株予約権の数を乗じた金額の金銭の払込みに代えて、当該払込額に相当する額の当社が付与した報酬請求権をもって、また、当社子会社の取締役その他の役員及び従業員については、当該子会社より当該払込額に相当する額の報酬請求権を

付与し、当社が当該子会社から当該報酬請求権に係る支払い債務を引き受けたうえで当該報酬請求権をもって、それぞれ相殺することにより新株予約権の払込みがなされるため、新株予約権の発行時に金銭の払込みは行われない。ただし、これらの報酬請求権は、新株予約権者が当社との間で割当契約を締結することを条件として付与するものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たり 451,200 円
(1株当たり 4,512 円) (行使価額)

2. 第 54 回普通株式新株予約権(以下「2. 第 54 回普通株式新株予約権」において、「新株予約権」という。)

(1) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

当社従業員	2 名	(計 181 個)
当社子会社取締役その他の役員	4 名	(計 3,771 個)
当社子会社従業員	18 名	(計 5,431 個)
	計 24 名	(合計 9,383 個)

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式	938,300 株
各新株予約権の目的である株式の数	100 株

(3) 新株予約権の総数

9,383 個

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり 897 米ドル(1株当たり 8.97 米ドル)

当該払込金額は、新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。

当該新株予約権の割当てを受ける者(以下「2. 第 54 回普通株式新株予約権」において、「新株予約権者」という。)のうち当社の従業員については、新株予約権と引換えに払い込む金銭の額に、当社が対象者に対して割り当てる新株予約権の数を乗じた金銭の払込みに代えて、当該払込額に相当する額の当社が付与した報酬請求権をもって、また、当社子会社の取締役その他の役員及び従業員については、当該子会社より当該払込額に相当する額の報酬請求権を付与し、当社が当該子会社から当該報酬請求権に係る支払い債務を引き受けたうえで当該報酬請求権をもって、それぞれ相殺することにより新株予約権の払込みがなされるため、新株予約権の発行時に金銭の払込みは行われない。ただし、これらの報酬請求権は、新株予約権者が当社との間で割当契約を締結することを条件として付与するものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たり 2,888 米ドル
(1株当たり 28.88 米ドル)(行使価額)

以 上